

富山県気候風土適応住宅の基準の制定について

建築物省エネ法の改正に伴い、令和7年4月1日より、全ての新築住宅について省エネ基準への適合が義務付けられますが、地域の気候及び風土に応じた住宅であり、省エネ基準に適合させることが困難であるものとして国土交通省告示に該当するものは、外皮基準が適用除外となります。

また、この告示では所管行政庁が地方の自然的社会的条件の特殊性を踏まえ、国土交通省が定める基準では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合、別の基準を定めることができるとされています。

このため、富山県の気候及び風土に応じた住宅を建設可能とするため、富山県独自の要件を加えた基準を定めるものです。

基準の概要（太字は当県独自の要件） 詳細は別紙チェックシート案参照

- ・ 壁：土塗壁、落とし込み板壁
- ・ 屋根：茅葺、化粧野地天井、面戸板現し、せがい造り
- ・ 床：板張 ・ 窓：木製建具

・ 貫工法



・ 床下



例）石場建て

・ 土間



例）通り土間

- ・ 通り側の窓が木製建具かつ外側に格子窓



例）さまのこ

経過及び今後の予定

- ・ R5.10 建築士会へリテージネットワークとやま 打合せ
※これ以降、建築士会にて富山県独自の建築様式の調査
- ・ R6.10 建築士会 及び 建築行政会議（県内所管行政庁）打合せ
- ・ R7.2 建築確認円滑化対策連絡会議にて業界団体に説明
- ・ R7.4.1 告示施行・基準運用開始